

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 6 月 11 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

総務部長 野呂田智義

◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 14

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量 船舶（こたか丸）第
1 種中間検査及び一般修繕 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期間 令和 8 年 10 月 2 日から令和 8
年 11 月 2 日までの間の連続する 25 日間
- (5) 履行場所 こたか丸の定けい港（塩屋港）
から 250 マイル内の請負者造船所
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書
に記載された金額に当該金額の 10 パーセン
トに相当する額を加算した金額（当該金額に
1 円未満の端数があるときはその端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停

止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(5) 上記1(5)の履行場所において仕様書に記載された修繕可能かつ入渠可能な状態の船渠を有している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目

12番4号 国立研究開発法人水産研究・教育

機構総務部船舶管理課 清水 大也 電話

045-788-7985 F A X 045-788-7102

(2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者

は、以下により入札説明書等（入札説明書、

入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「こたか丸ドック入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「こたか丸ドック入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信すること。

(3) 競争参加資格確認書類の提出期限及び場所

上記2(5)の資格を有していること等に関する確約書を入札の際に提出すること。

(4) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関

し質疑がある場合には、令和8年7月2日までに上記3(1)あてにメール(アドレスは入札

説明書に記載)又はFAXにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

- (5) 入札、開札の日時及び場所 令和8年7月31日14時 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目12番4号 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所ビデオライブラリー室(ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、令和8年7月31日12時必着のこと。)

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求めら

れる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 本公告に示した特定役務を履行できると国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書

写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomoyoshi Norota, Director, General Administration Department, Headquarters, Japan Fisheries Research and Education Agency

(2) Classification of the services to be procured: 77

(3) Nature and quantity of the services to be required: Ship (KOTAKA-MARU) Intermediate inspection No.1 and Repair

services 1Set

(4) Fulfillment period: Within 25 days

from 2 October 2026 to 2 November 2026

(5) Fulfillment place: Dockyard near (250

MI.) the Mother Port of KOTAKA-MARU

(Shioya port)

(6) Qualification for participating in the

tendering procedures: Suppliers eligible

for participating in the proposed tender

are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of

the regulation concerning the contract

for Japan Fisheries Research and

Education Agency.

② have Grade A , B , C or D “ Service ”

in terms of the Vessel Maintenance

section of Industrial classification in

the qualification for participating in

tenders by Japan Fisheries Research and

Education Agency or Single qualification

for every ministry and agency in the
fiscal years 2025, 2026 and 2027.

(7) Time limit for tender: 14:00, 31 July
2026

(8) Contact point for the notice: Hiroya
Shimizu, Vessel Management Division,
General Administration Department, Head-
quarters, Japan Fisheries Research and
Education Agency, 2-12-4, Fukuura,
Kanazawa-ku, Yokohama city, Kanagawa,
236-8648 Japan. TEL045-788-7985

こたか丸 第1種中間検査及び一般修繕 業務概要

注) 本業務概要は、入札参加希望者に業務の概要を示すものです。
入札にあたっては、必ず仕様書を受領のうえ積算願います。
本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 件名 漁業調査船 こたか丸 第1種中間検査及び一般修繕
2. 履行場所 こたか丸の定けい港（塩屋港）から250マイル以内の請負者造船所
3. 履行期間 令和8年10月2日から令和8年11月2日までの間の連続する25日間

4. 業務概要

船舶安全法その他関係法令に基づく第1種中間検査の合格及び経年劣化による不良箇所¹の修繕を行い、本船の老朽化防止や耐用年数の延長を図ることで安全航海を維持することを目的とする。

1) 船体部

①検査受検及び関連整備

- ・船体外部外観検査受検及び関連整備
- ・閉鎖装置検査受検及び関連整備
- ・救命設備検査受検及び関連整備
- ・消防設備検査受検及び関連整備
- ・排水設備検査受検及び関連整備
- ・操舵装置、舵検査受検及び関連整備
- ・錨、錨索検査受検
- ・航海用具検査受検及び関連整備
- ・その他必要とする受検項目及び効力検査受検

②一般修繕

- ・バウスラスタ関連整備
- ・その他整備

2) 機関部

①検査受検及び関連整備

- ・主機関第1種中間検査受検及び関連整備
- ・補助発電機関（右舷機）第1種中間検査受検及び関連整備
- ・独立ポンプ第1種中間検査受検及び関連整備
- ・船底弁、船外弁第1種中間検査受検及び関連整備
- ・海洋生物付着防止装置受検及び関連整備
- ・電気設備第1種中間検査受検及び関連整備
- ・効力試験検査受検

②一般修繕

- ・主発電機関（左舷機）関連整備
- ・空調装置関連整備
- ・独立ポンプ関連整備
- ・配管及び鉄工関連整備
- ・電気関連整備
- ・その他整備

5. 特記事項等

入渠時、船底中央キール下面から0.7m以上、船底各種センサー（Fr. 15～Fr. 38の間）特にスキャニングソナー（全突出時0.55m）のクリアランスを確保すること。なお、盤木の詳細位置は仕様書に添付の「上架要領図」を参考のうえ、船体自重の圧力分散を確実にを行うこと。